



届け出・証明

届け出

市民課

山田出張所

千里丘出張所

千里出張所

TEL 06-6384-1235 FAX 06-6368-7346

MAP P109 A-6

TEL 06-6877-0813

MAP P109 D-6

TEL 06-6877-0330

MAP P107 C-6

TEL 06-6871-0227

戸籍の届け出

必要書類や届け出期間などが定められています。「届け出人」とは、届書の届出人欄に署名する人のことです。虚偽の届け出防止のため、婚姻・協議離婚・養子縁組・養子離縁・認知届の届け出時に、届け出人の本人確認を行います。運転免許証やパスポートなど官公署が発行した顔写真入りの本人確認書類(顔写真なしの場合は健康保険証や年金手帳など2点以上)を持参してください。本人確認ができないときは、届け出があったことを郵便でお知らせします。

▶赤ちゃんが生まれたとき……出生届

届け出期間	届け出人	届け出先	届け出に必要なもの(△は関連手続きなどに必要)
生まれた日を含む14日以内	生まれた子の父か母	次のいずれかの市区町村役場 届け出人の住所地 父母の本籍地 出生地	○出生届書(出生証明書と合わせた1枚の用紙) ○出生証明書(医師か助産師が記入) ○母子健康手帳 △国民健康保険証(加入している場合)

※子の名前に使用できる文字は法律で定められています。

▶結婚するとき……婚姻届

届け出期間	届け出人	届け出先	届け出に必要なもの(△は関連手続きなどに必要)
届け出をした日から効力が生じます	夫と妻	次のいずれかの市区町村役場 夫か妻の住所地 夫か妻の本籍地	○婚姻届書1通(成年者2人の証人が必要。未成年者が結婚する場合は父母の同意書が必要) ○戸籍謄本 夫と妻各1通(届け出先が本籍地の人は不要) △国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証(加入している場合) △国民年金手帳(加入している場合) △転入届をするときは、前住所地で発行された転出証明書 △マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(所有していて、記載内容に変更がある人のみ)

※住所や世帯を変更するときは住民異動届が必要です。

※国外の方式で成立した婚姻届は上記とは異なります。

▶離婚(協議離婚)するとき……離婚届

届け出期間	届け出人	届け出先	届け出に必要なもの(△は関連手続きなどに必要)
協議離婚は届け出をした日から効力が生じます	夫と妻	次のいずれかの市区町村役場 夫か妻の住所地 婚姻中の本籍地	○離婚届書1通(成年者2人の証人が必要) ○戸籍謄本1通(婚姻中の本籍地に届け出るときは不要) △国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証(加入している場合) △国民年金手帳(加入している場合) △マイナンバーカードか住民基本台帳カード(所有していて、記載内容に変更がある人のみ)

※住所や世帯を変更するときは住民異動届が必要です。

※未成年の子がいるときは親権者を決めてから届け出をしてください。

※離婚後も離婚の際に称していた氏を称することができます(届と同時に3か月以内に別の届が必要)。

※調停や裁判による離婚は上記とは異なります。

▶本籍を移すとき……転籍届

届け出期間	届け出人	届け出先	届け出に必要なもの
届け出をした日から本籍地が変わります	戸籍の筆頭者と配偶者	次のいずれかの市区町村役場 現本籍地 新本籍地 届け出人の住所地	○転籍届書1通 ○戸籍謄本1通(同一市区町村内の転籍は不要)

▶ 死亡したとき………死亡届

届け出期間	届け出人	届け出先	届け出に必要なもの(△は関連手続きなどに必要)
死亡の事実を知った日から7日以内	次のいずれかの人 同居の親族 同居でない親族 同居者 家主、地主 土地・家屋管理人 後見人、保佐人、補助人、任意後見人	次のいずれかの市区町村役場 届け出人の住所地 死亡者の本籍地 死亡地	○死亡届書(死亡診断書か死体検案書と合わせた1枚の用紙) ○死亡診断書か死体検案書(医師が記入) △登記事項証明書の原本(後見人、保佐人、補助人、任意後見人が届出の場合) △国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証(加入していた場合) △介護保険被保険者証(該当していた場合)

※親族とは、6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族です。

▶ その他の届け出

届け出方法など詳しくは問い合わせてください。

転入や転出、住所が変わったとき 住民異動の届け出

手続きをしないと選挙権や国民健康保険などの資格に影響することがあります。必ず手続きをしてください。虚偽の届け出を防止するため、窓口に来た人の本人確認を行います。運転免許証やパスポートなど官公署が発行した顔写真入りの本人確認書類※(顔写真なしの場合は健康保険証や年金手帳など2点以上)を持参してください。本人確認ができないときは、届け出があったことを郵便でお知らせします。

※平成24年(2012年)7月に住民基本台帳法が改正され、外国籍の人も転出届などの住民異動届が必要になりました。

▶ 吹田市内に引っ越しをしてきたとき………転入届(他の市区町村から吹田市に住所を移したとき)

届け出期間	届け出人	届け出に必要なもの(△は関連手続きなどに必要)
引っ越しをしてきた日から14日以内	引っ越しした本人か 同じ世帯の人 代理人の場合は委任状が必要	○住民異動届書(窓口にあります) ○転出証明書(前住所地の市区町村長が発行したもの。マイナンバーカードか住民基本台帳カードによる特例の転入届の場合は不要) ○届け出人の本人確認書類※ △マイナンバーカードか住民基本台帳カード(所有している場合) △在留カードか特別永住者証明書(外国籍の人 全員分) △本人と新世帯主との続柄を証明する公的な文書の原本と日本語訳文(外国籍の人で続柄の確認ができない場合) △後期高齢者医療被保険者証(府内からの転入で加入している場合)

▶ 吹田市内で引っ越しをしたとき………転居届(吹田市内で住所を移したとき)

届け出期間	届け出人	届け出に必要なもの(△は関連手続きなどに必要)
引っ越しをした日から14日以内	引っ越しした本人か 同じ世帯の人 代理人の場合は委任状が必要	○住民異動届書(窓口にあります) ○届け出人の本人確認書類※ △マイナンバーカードか住民基本台帳カード(所有している場合) △在留カードまたは特別永住者証明書(外国籍の人 全員分) △本人と新世帯主との続柄を証明する公的な文書の原本と日本語訳文(外国籍の人で続柄の確認ができない場合) △国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証(加入している場合)

▶ 吹田市外に引っ越しをするとき………転出届(吹田市から他の市区町村に住所を移すとき)

届け出期間	届け出人	届け出に必要なもの(△は関連手続きなどに必要)
引っ越しをする予定日のおおむね14日前から受け付け	引っ越しする本人か 同じ世帯の人 代理人の場合は委任状が必要	○住民異動届書(窓口にあります) ○届け出人の本人確認書類※ △マイナンバーカードか住民基本台帳カード(所有している場合) △国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証(加入している場合) △重度障がい者医療証(該当する場合) △介護保険被保険者証(該当する場合)

▶ 世帯主や家族構成が変わったとき………世帯主変更届・世帯分離届・世帯合併届

届け出期間	届け出人	届け出に必要なもの(△は関連手続きなどに必要)
変わった日から14日以内	世帯主か世帯員 代理人の場合は委任状が必要	○住民異動届書(窓口にあります) ○届け出人の本人確認書類※ △本人と新世帯主との続柄を証明する公的な文書の原本と日本語訳文(外国籍の人で続柄の確認ができない場合) △国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証(加入している場合)

印鑑登録

市民課 TEL 06-6384-1235 FAX 06-6368-7346
山田出張所 TEL 06-6877-0813
千里丘出張所 TEL 06-6877-0330
千里出張所 TEL 06-6871-0227

吹田市に住民登録のある本人が手続きをしてください。やむをえず代理人に委任する場合は、委任状と登録する印鑑が必要です。即日交付はできません。

▶ 印鑑登録の流れ

- (1) 窓口で登録を申請
- (2) 照会・回答書を市から本人の住民登録地宛てに転送不要で郵送
- (3) 回答書を窓口を持参
- (4) 印鑑登録証を交付

印鑑登録証の即日交付は、印鑑登録をする本人が来庁し、官公署が発行した顔写真入りの本人確認書類(運転免許証やパスポートなど)で確認ができる場合に限ります。

▶ 登録できない印鑑(条例で定められています)

- (1) 住民登録の氏名・氏・名を表記する文字以外の文字や模様などを表示するもの
- (2) 文字を読み取るのが困難なものなど

登録できない印鑑の例

3か所以上欠けているまたは大きく欠けている名前以外の文字や飾りが入っている

▶ 登録証や登録印の紛失

印鑑登録廃止・亡失届をしてください。印鑑登録証明書が必要な場合は再度、印鑑登録の手続きをしてください。

▶ 登録証の再交付

棄損や著しい汚損の場合、登録番号と市長印が確認できるものに限り、新しい登録証を発行します。

委任状 見本

令和 年 月 日

わたくしは、〇〇〇〇を代理人と定め、次の権限を委任します。

- 1 印鑑登録の申請
- 2 印鑑登録廃止の申請
- 3 印鑑登録証亡失の届出

(本人) 住 所
氏 名(署名)
生年月日

本人通知制度

住民票の写しなどの証明書の不正取得により、個人の権利が侵害されることを防止・抑止するため、代理人や第三者に証明書を交付した場合に、事前に登録した人に交付したことを通知します。登録は吹田市の住民基本台帳に記載されている人、吹田市の戸籍簿・除籍簿に記載されている人。運転免許証などの本人確認書類を持って市民課か出張所へ。代理・郵送による申請も可。代理人の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要。

通知対象は住民票の写し、戸籍謄・抄本、戸籍の附票の写し(いずれも除かれたものを含む)。

マイナンバー(個人番号)カード

吹田市マイナンバーコールセンター

TEL 06-6318-7775 FAX 06-6368-7346

希望される人にマイナンバー(個人番号)カードの交付を行っています。

カードの券面には「住所」「氏名」「生年月日」「性別」「マイナンバー(個人番号)」「顔写真」が記載されます(希望される人は点字も表記)。主な用途は、マイナンバー(個人番号)の確認と本人確認書類です。マイナンバーカードに電子証明書を登録すればe-Taxやコンビニエンスストアなどで証明書が取得できます。詳しくは41ページの「証明書のコンビニ交付」を見てください。

申請は、「J-LIS(地方公共団体情報システム機構)に直接申請書を郵送」、「インターネットから申請」、「市役所本庁マイナンバー窓口で申請」のいずれかの方法で受け付けています。即日交付はできません。詳細は吹田市マイナンバーコールセンターへ問い合わせてください。

証明書の申請・交付

市民課 TEL 06-6384-1237 FAX 06-6368-7346
山田出張所 TEL 06-6877-0813
千里丘出張所 TEL 06-6877-0330
千里出張所 TEL 06-6871-0227

不正な申請を防止するため、窓口に来た人の本人確認を行います。

- (1) 官公署が発行した顔写真入りの本人確認書類1点(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、写真入り住民基本台帳カード、身体障がい者手帳など)。



(2) (1) 以外の場合は、2点 (健康保険証、年金手帳、介護保険証など)。

委任状

次に該当しない人は委任状が必要です。

住民票の写し、住民票記載事項証明書	本人、本人と同一世帯の人
戸籍謄・抄本 (全部・個人事項証明書)	請求する戸籍に記載されている人、その配偶者、直系血族 (祖父母、父母、子、孫など)
戸籍の附票	請求する附票に記載されている人、その配偶者、直系血族 (祖父母、父母、子、孫など)
成年被後見人などに関する証明、破産者に関する証明	本人
戸籍の届出受理証明書	請求する戸籍届の届け出人

※広域交付住民票の写しは、本人か同一世帯人が上記 (1) の確認書類を添えて直接、窓口で申請してください (月～金曜日の午後5時まで。土・日曜日、祝・休日、年末年始は除く)。委任状などによる代理や郵送での請求はできません。また、本籍地記載の住民票は交付できません。

証明書の交付手数料

住民票の写しや戸籍謄本などを請求する場合は、手数料が必要です。

戸籍謄・抄本 (全部・個人事項証明書) (コンビニ交付の場合)	450円 (350円)
除籍謄・抄本 (全部・個人事項証明書)	750円
改製原戸籍謄・抄本	750円
戸籍の届出受理証明書	350円
住民票の写し、住民票記載事項証明書 (コンビニ交付の場合)	300円 (200円)
印鑑登録証明書 (コンビニ交付の場合)	300円 (200円)
戸籍の附票の写し、広域交付住民票の写し	300円
成年被後見人などに関する証明、破産者に関する証明	1項目300円
その他諸証明	300円

印鑑登録証明書

印鑑登録証 (カード) が必要です。登録印を持っていても、登録証がなければ証明書は発行できません。代理人の場合、委任状は不要ですが、住所や名前、生年月日に誤りがあると交付できません。

証明書の郵送請求

住民票の写しや戸籍謄・抄本などは郵送で請求できます。住民票の写しは住民登録のある市区町村に、戸籍謄・抄本などは本籍のある市区町村に請求してください。その他の証明書については市民課へ問い合わせてください。請求内容を記入した用紙と手数料分の郵便定額小為替、返信用封筒、本人確認書類の写しなどを送ってください。なお、印鑑登録証明書や広域交付住民票の写しは、郵送で請求できません。

届け出・証明書の申請ができるところ

市民課 TEL 06-6384-1233 FAX 06-6368-7346

出張所

山田出張所 MAP P109 A-6 TEL 06-6877-0813
 千里丘出張所 MAP P109 D-6 TEL 06-6877-0330
 千里出張所 MAP P107 C-6 TEL 06-6871-0227

住民登録・戸籍・印鑑登録の届け出、各種証明書の交付のほか、国民健康保険・後期高齢者医療保険の一部手続。国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・市税の納付 (※千里出張所を除く)。休日・夜間受付ボックスで、住民票の写しや吹田市に本籍がある人の戸籍謄・抄本の申請ができます。

市民サービスコーナー・土曜コーナー

市民課 TEL 06-6384-1233 FAX 06-6368-7346

取り扱い業務

- ・住民票の写し、住民票記載事項証明書の交付
- ・印鑑登録証明書の交付

発行場所		取り扱い日時	
サービスコーナー	江坂 MAP P111 C-5	月・水・金曜日	午前9時～午後5時
	さんくす MAP P113 A-4	火・木曜日	
	北千里 MAP P106 C-2	月・金曜日	
	岸部 MAP P112 D-3	木曜日	
	原 MAP P112 B-2	火曜日	
本庁 1F市民課	土曜コーナー (注)	土曜日	午前9時～正午

(注) 本庁土曜コーナーでは第2・4週日のみ転入・転居届の受付、マイナンバーカードの電子証明書の更新を行っています。届出に伴う証明書の即日発行、転出届の受付はしていません。

転入届には転出証明書が必要です。(マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードによる特例転入の場合は不要) ※祝・休日、年末年始は休み。(ただし、土曜日と祝・休日重なった場合は、土曜コーナー業務を行います。)

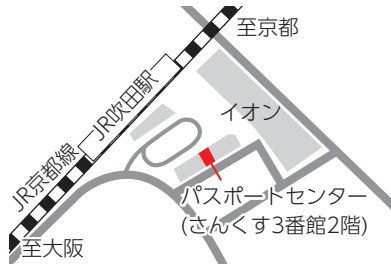
証明書のコンビニ交付

市民課 TEL 06-6384-1237 FAX 06-6368-7346

マイナンバーカードを利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部 (個人) 事項証明書 (吹田市に本籍がある人が対象で、他市に住民票がある人は利用者登録が必要) を、全国のコンビニエンスストアやスーパー、ドラッグストアのマルチコピー機のある店舗で取得できます。(対応していない店舗もあります。) 利用できる時間は、住民票の写し、印鑑登録証明書は午前6時30分～午後11時、戸籍全部 (個人) 事項証明書は平日の午前9時～午後5時30分です。いずれも年末年始及びメンテナンス時期を除きます。

パスポートの申請・受け取り

パスポートセンター **MAP** P113 A-4
TEL 06-6170-1456 FAX 06-6170-1466
所 吹田市朝日町3・203 (吹田さんくす3番館2階)



届け出・証明 ▼ パスポートの申請・受け取り / 住居表示の届け出 / 不幸があったら

パスポート(一般旅券)の発給申請

▶ 申請できる人

日本国籍を有し、吹田市に住民登録している人か、市内に居所がある人(一定の条件あり)

▶ 申請受付

・申請時間 月～金曜日午前9時～午後4時30分(※祝・休日、年末年始は休み)
 ※発給までの期間 土日祝休日などの日数を除き10日間必要です。

▶ 申請に必要なもの

・一般旅券発給申請書(パスポートセンター、市役所、出張所、サービスコーナーにあります)
 ・写真(6か月以内に撮影されたもの。詳細な規格あり)
 ・前回取得したパスポート(持っている場合のみ)
 ・本人確認書類(運転免許証など。2点必要な場合あり)
 ・戸籍謄本か抄本(発行日から6か月以内の原本。省略できる場合あり)
 ※本籍地が吹田市の人は、パスポートセンターで申請用の戸籍謄本・抄本を取得できます。
 ※令和5年3月27日以降は戸籍謄本のみになります。

▶ 受け取り

月～金曜日午前9時～午後5時30分、土曜日午前9時～正午。(※祝・休日、年末年始は休み)受け取りは本人のみ。

▶ 発給手数料

申請内容	発給手数料
10年旅券(18歳以上)	1万6000円
5年旅券(12歳以上)	1万1000円
5年旅券(12歳未満)	6000円
記載事項変更旅券	6000円

※発給手数料は、国の収入印紙と府の手数料です。
 ※記載事項変更旅券は令和5年3月27日以降、「残存有効期間同一旅券」に変わります。

住居表示の届け出

市民課 **TEL 06-6384-1237 FAX 06-6368-7346**

建物の新築や建て替えをしたときは、住居新築届が必要です。届けをしないと住所が決まらず、郵便物などが届かないなど、日常生活に支障を来すことがあります。建物に変更はなくても、公道への出入口が変更になったときや共同住宅を改築したときは、住居番号付番変更申出書が必要です。

不幸があったら

規格葬儀

環境政策室 **TEL 06-6384-1361 FAX 06-6368-9900**

仏式、神式、キリスト教式、略式型があります。取扱店に申し込んでください。

▶ 取扱店

公益社 **TEL 06-6382-0043** 千里玉泉院 **TEL 06-6832-9988**
 紅葉山 **TEL 06-6382-3442** つねみ **TEL 06-6381-1354**
 吹公社 **TEL 06-6381-0042**

▶ 料金

規格		飾付利用料	本葬 (棺などを省略)
仏式(ゆり)	12歳以上	18万8100円	17万7100円
	12歳未満	18万7000円	



規格		飾付利用料	本葬 (棺などを省略)
仏式(きく)	12歳以上	11万3300円	10万2300円
神式 キリスト教式	12歳未満	11万2200円	
略式型	12歳以上	4万9500円	—
	12歳未満	4万8400円	—

宗教者謝礼、盛花、粗供養、会葬礼状、飲食料、会館使用料などは含みません。本葬は、葬祭用品の供給と祭壇などの飾りつけ、式事の執行のみ。

➡ 火葬場やすらぎ苑

所 吹東町17・1 TEL 06-6381-1689 FAX 06-6317-3256



届け出・証明 ▼不幸があったら

